

第73回 税理士試験

〔 相続税法 〕

解答・解説レジュメ



資格の学校

TAC

第 7 3 回 税 理 士 試 験 相 続 税 法

●はじめに

第一問（理論）

問 1、問 2 の配点が問題文に明記されていたのは近年なかったことであるが、2 題とも事例問題だったことや、条文をベタ書きするだけでなく、事例に則した説明を自分の言葉で書かなければならないこと等、出題形式は最近の傾向を踏まえたものであった。

問 1 は、小規模宅地等の特例のうち、主に特定居住用宅地等についての理解を問う問題であった。小規模宅地等の特例は重要理論ではあったが、平成30年に同じ特定居住用宅地等の意義について問われていたことから、今回は用語の意義まで正確に記述できる人は少ないと思われる。したがって、規定がうまく書けなくても、特定居住用宅地等の判定をし、適切な文章でそれを説明できれば合格ラインに乗るであろう。

問 2 は、令和 3 年にも出題された個人とみなされる者についての規定のうち、法66④及び法66の 2 を問う問題であった。一昨年に出版されたテーマであったことから、問 1 同様、模範解答どおりの答案を作れた人は少ないと思われる。したがって、課税関係について自分の言葉で適切な説明をするか、又は、法66④及び法66の 2 ①のいずれかの規定を挙げることができれば有利となろう。

問 1、問 2 とも、関連する条文の記述で得点することが難しかったため、自分の言葉で作文し、どれだけ点数を積み重ねることができたかが、合否のポイントとなるであろう。

第二問（計算）

ここ 3 年程ボリュームの多い問題が続いていたが、今年はさほど多くはなく、納付税額まで解答することも可能な分量であった。しかし、出題論点は少ないものの、その一つ一つがほぼすべて時間のかかるものであり、また、法人税法の知識や実務経験が必要だったり、特に財産評価については正解するのが大変難しい問題だった。ルーティンで解くのではなく、いつも以上に問題文をじっくり読んでトラップにひっかからないこと、計算過程を明示して部分点を積み重ねること、税額計算等の平易な論点を取りこぼさないことが合格の鍵となると言えよう。

Z－73－E〔第一問〕解 答

問 1 (25点)

次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。

〔設例〕

被相続人Aは、令和5年8月に死亡した。その配偶者B及び子Cは、次のとおり被相続人Aが所有していた宅地を相続により取得し、それぞれ、相続税の申告期限まで引き続き所有しており、かつ、相続開始直前に居住していた家屋に引き続き居住している。

	相続財産	相続開始直前における利用状況	取得者
①	甲宅地	被相続人Aの孫Dの居住の用に供されていた家屋の敷地	配偶者B
②	乙宅地	被相続人A及び配偶者Bの居住の用に供されていた家屋の敷地	子C
③	丙宅地	子Cの居住の用に供されていた家屋の敷地	子C

(注1) 上記の家屋は、いずれも、相続開始直前において被相続人Aが所有していた。なお、被相続人Aへの家賃及び地代等の支払はなかった。

(注2) 相続開始直前において、配偶者Bと子Cは被相続人Aと生計を一にしており、孫Dは被相続人Aと生計を別にしていた。

(注3) これらの者は、全員が日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはない。

〔問〕

配偶者B及び子Cが取得したそれぞれの宅地が、小規模宅地等の特例(租税特別措置法第69条の4)における特定居住用宅地等に該当するかどうか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

1 特定居住用宅地等に該当するかどうかの判定

(1) 甲宅地 4

被相続人A又はAと生計を一にしていた親族の居住の用に供されていた宅地でないため、特定居住用宅地等に該当しない。

(2) 乙宅地 4

被相続人Aの居住の用に供されていた宅地を、同居親族でない子Cが取得しているが、被相続人Aには配偶者Bがいるため、特定居住用宅地等に該当しない。

(3) 丙宅地 4

被相続人Aの生計一親族である子Cの居住の用に供されていた宅地を、C本人が取得し、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地を所有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き居住の用に供しているため、特定居住用宅地等に該当する。

2 関連する条文

特定居住用宅地等の意義(措法69の4③二)

被相続人等(被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいう。)の居住の用に供されていた宅地等(その宅地等が二以上ある場合には、一定の宅地等に限る。)で、その被相続人の配偶者又は次の要件のいずれかを満たすその被相続人の親族(その被相続人の配偶者を除く。以下同じ。)が相続又は遺贈により取得したものをいう。4

(1) その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存するその被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物(その被相続人、その被相続人の配偶者又はその親族の居住の用に供されていた一定の部分に限る。)に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物に居住していること。3

- (2) その親族（その被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者で一定のものに限る。）が次の要件の全てを満たすこと（その被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族で一定の者がいない場合に限る。）。
- ① 相続開始前3年以内に法施行地にあるその親族、その親族の配偶者、その親族の3親等内の親族又はその親族と特別の関係がある法人として一定の法人が所有する家屋（相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。
 - ② その被相続人の相続開始時にその親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有したことがないこと。
 - ③ 相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること。((2)で³)
- (3) その親族がその被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること。³

問2 (25点)

次の〔設例〕に基づき、以下の(1)及び(2)の問に答えなさい。

〔設例〕

個人X (居住者) が代表理事を務める一般社団法人Z (内国法人) は、令和2年6月1日に、個人Xから現金8,000万円の贈与を、その配偶者Yから現金5,000万円の贈与をそれぞれ受け、計1億3,000万円を取得した。

令和5年9月に個人Xは死亡した。一般社団法人Zの理事は、相続開始直前まで、個人X、配偶者Y及びこれらの者の子2人の計4人であり、相続開始時における一般社団法人Zの純資産額は4億円であった。なお、個人Xの遺産はないものとする。

- (1) 一般社団法人Zの令和2年分の贈与税に関し、どのような課税関係が考えられるか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。
- (2) 個人Xの相続に係る一般社団法人Zの相続税に関し、どのような課税関係が考えられるか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

(1) 一般社団法人Zの令和2年分の贈与税に関する課税関係

① 課税関係 4

一般社団法人Zが贈与を受けたことにより、贈与者である個人X、配偶者Y及びこれらの者の親族の税負担が不当に減少することとなるため、Zを個人とみなして、贈与を受けた1億3,000万円に対して贈与税を課税する。

② 関連する条文

イ 持分の定めのない法人に対する課税 (法66④) 5

持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈によりその贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その法人を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。

ロ 贈与税額の計算方法 (法66①④) 1

イの場合においては、贈与により取得した財産について、贈与者の異なるごとに、その贈与者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもってイの法人の納付すべき贈与税額とする。

(2) 個人Xの相続に係る一般社団法人Zの相続税に関する課税関係

① 課税関係 4

一般社団法人Zは特定一般社団法人等に該当するため、Zを個人とみなして、Xの相続開始の時ににおけるZの純資産額4億円をその時ににおける同族理事の数に1を加えた数で除した1億円を、Xから遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税する。

② 関連する条文

イ 特定一般社団法人等に対する課税 (法66の2①) 6

一般社団法人等の理事である者(理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)が死亡した場合において、その一般社団法人等が特定一般社団法人等に該当するときは、その特定一般社団法人等はその死亡した者(以下「被相続人」という。)の相続開始の時ににおけるその特定一般社団法人等の純資産額をその時ににおける同族理事の数に1を加えた数で除して計算した金額をその被相続人から遺贈により取得したものと、その特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなして、相続税を課する。

ロ 相続税額の計算 (法66の2③) 2

イの規定により特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、(1)②イの規定により課された贈与税及び相続税の税額を控除する。

ハ 用語の意義

(イ) 同族理事（法66の2②二）**1**

一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他のその被相続人と特殊の関係のある者をいう。

(ロ) 特定一般社団法人等（法66の2②三）**2**

一般社団法人等であって次の要件のいずれかを満たすものをいう。

- ① 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超えること。
- ② 相続の開始前5年以内において被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること。

▶予想配点◀

解答中に□で囲まれた数字として記載してあります。

▶理論合格ライン◀

問1の合格確実ラインは15点、ボーダーラインは12点程度であると思われる。

問2の合格確実ラインは16点、ボーダーラインは12点程度であると思われる。

Z－73－E〔第二問〕解 答

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算（42点）

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（10点） (単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地F	兄 B	41,368,320	$\begin{array}{l} \text{※1} \qquad \qquad \qquad \text{※2} \qquad \qquad \qquad \text{※3} \\ (140,000 \times 1.00 + 140,000 \times 1.00 \times 0.08) \times 0.90 \times 380\text{m}^2 = 51,710,400 \quad \boxed{2} \\ \\ 51,710,400 \times \frac{\boxed{2}}{\boxed{\frac{80}{100}}} = 41,368,320 \\ \\ \text{※1} \quad \frac{380\text{m}^2}{28\text{m}} = 13.57\cdots\text{m} < 20\text{m} \quad \therefore 13.57\cdots\text{m} \rightarrow 1.00 \\ \\ \text{※2} \quad \frac{380\text{m}^2}{26\text{m}} = 14.61\cdots\text{m} < 22\text{m} \quad \therefore 14.61\cdots\text{m} \rightarrow 1.00 \\ \\ \text{※3} \text{ ① } 380\text{m}^2 < 650\text{m}^2 \quad \therefore \text{地積区分A} \\ \qquad \text{② } \frac{640\text{m}^2 - 380\text{m}^2}{32\text{m} \times 20\text{m} (=640\text{m}^2)} = 40.625\% \geq 40\% \\ \qquad \text{③ } \text{①、②より} 0.90 \end{array}$
宅地G	配偶者乙	18,700,000	$\begin{array}{l} \text{① } 20,000,000 \times 1.1 = 22,000,000 \\ \\ \text{② } 22,000,000 - 22,000,000 \times \frac{3,000,000}{20,000,000} \times \frac{14.137}{18.508} \text{ (円未満切捨)} \\ \\ = 19,479,355 \quad \boxed{2} \\ \\ \text{③ } 22,000,000 \times (1 - 15\%) = 18,700,000 \quad \boxed{2} \\ \\ \text{④ } \text{②} > \text{③} \quad \therefore 18,700,000 \end{array}$
H社株式	兄 B 甥 D	53,082,000 800,000	$\begin{array}{l} 35,388 \times 1,500\text{株} = 53,082,000 \\ 2,000 \times 400\text{株} = 800,000 \end{array}$
K銀行外貨普通預金	甥 D	$\boxed{2}$ 6,182,500	$123.65 \times 50,000\text{ドル} = 6,182,500$

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないH社株式）の価額の計算（22点）

イ 評価方式の判定（4点）

$\frac{41\text{個(B)} + 4\text{個(D)}}{100\text{個} - 10\text{個}} = 50\% \geq 30\%$ $\frac{41\text{個(B)}}{100\text{個} - 10\text{個}} = 45.55\cdots\% \geq 25\%$ ∴ Bは同族株主に該当し、かつ、中心的な同族株主に該当するため、原則的評価方式。 $\boxed{2}$ $\frac{4\text{個(D)}}{100\text{個} - 10\text{個}} = 4.44\cdots\% < 5\% < 25\%$ ∴ Dは同族株主に該当するが、株式取得後の議決権割合が5%未満で、役員及び中心的な同族株主に該当せず、かつ、他に中心的な同族株主がいるため、特例的評価方式。 $\boxed{2}$

ロ 1株当たりの純資産価額の計算（6点） (単位：円)

計 算 過 程
<所有宅地の評価> $\begin{matrix} \text{※1} & & \text{※2} & & \text{※3} & & \text{※4} \\ (140,000 \times 1.00 + 140,000 \times 1.00 \times 0.08 \times \frac{28\text{m}}{40\text{m}}) \times 0.98 (\text{円未満切捨}) \times 0.79 (\text{円未満切捨}) \times (270\text{m}^2 + 380\text{m}^2) \end{matrix}$ =74,397,050 $74,397,050 \times \frac{270\text{m}^2}{650\text{m}^2} = 30,903,000 (\text{千円未満切捨})$ 2 ※1 $\frac{270\text{m}^2 + 380\text{m}^2}{14\text{m} + 26\text{m}} = 16.25 \cdots \text{m} < 22\text{m} \quad \therefore 16.25 \cdots \text{m} \rightarrow 1.00$ ※2 $\frac{270\text{m}^2 + 380\text{m}^2}{28\text{m}} = 23.21 \cdots \text{m} < 32\text{m} \quad \therefore 23.21 \cdots \text{m} \rightarrow 1.00$ ※3 ① $650\text{m}^2 \leq 650\text{m}^2 < 1,000\text{m}^2 \quad \therefore \text{地積区分 B}$ ② $\frac{880\text{m}^2 - 650\text{m}^2}{40\text{m} \times 22\text{m} (=880\text{m}^2)} = 26.13 \cdots \% \geq 25\%$ ③ ①、②より0.98 ※4 ① $500\text{m}^2 \leq 650\text{m}^2 < 1,000\text{m}^2 \quad \therefore \text{㊸}0.95 \quad \text{㊹}25$ ② $\frac{650\text{m}^2 \times 0.95 + 25}{650\text{m}^2} \times 0.8 = 0.79 (\text{小数点以下2位未満切捨})$ <借地権の評価> 0 2 < J 社株式の評価> ① $100\% > 50\% \geq 5\% \quad \therefore \text{原則的評価方式}$ ② $\frac{90,000,000 - 15,000,000}{20,000\text{株}} = 3,750$ ③イ 3,750 ロ $1,250 \times 0.50 + 3,750 \times 0.50 = 2,500$ ハ $\text{イ} > \text{ロ} \quad \therefore 2,500 \times 20,000\text{株} = 50,000,000$ 2 < 1株当たりの純資産価額> ① $30,903,000 + 0 + 50,000,000 + 709,499,000 - 250,000,000 = 540,402,000$ ② $10,501,000 + 0 + 10,000,000 + 709,499,000 - 250,000,000 = 480,000,000$ ③ $\frac{\text{①} - (\text{①} - \text{②}) \times 37\% (\text{千円未満切捨})}{10,000\text{株} - 1,000\text{株}} = 57,561$

ハ 1株当たりの価額の計算（12点） (単位：円)

計 算 過 程	
① 特定の評価会社の判定	
比準要素数1の会社に該当する。2	
② 類似業種比準価額	
イ 1株当たりの資本金等の額	
$36,000,000 \div (10,000株 - 1,000株) = 4,000$	
ロ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数	
$36,000,000 \div 50 = 720,000株$	
ハ ㊸の金額	
0	
ニ ㊹の金額	
(イ) 令和5年2月期以前1年間の利益金額	
$20,000,000 - 45,000,000 + 10,000,000 = \triangle 15,000,000$	
(ロ) 令和4年2月期以前1年間の利益金額	
$\triangle 10,000,000$	
(ハ) (イ)、(ロ)より0	
ホ ㊺の金額	
$\frac{36,000,000 + 174,000,000}{720,000株} = 291$ (円未満切捨)	
ヘ 小分類	
$\begin{array}{l} \frac{0}{5.8} (0.00) + \frac{0}{40} (0.00) + \frac{291}{325} (0.89) \\ \text{※1 } 210 \times \frac{\quad}{3} \end{array}$	㊸㊹㊺ができて2
※1 212、211、212、210、211 ∴ 210	
※2 小数点以下2位未満切捨	
ト 中分類	
$\begin{array}{l} \frac{0}{6.0} (0.00) + \frac{0}{42} (0.00) + \frac{291}{330} (0.88) \\ \text{※1 } 223 \times \frac{\quad}{3} \end{array}$	㊸㊹㊺ができて2
※1 230、228、230、223、228 ∴ 223	
※2 小数点以下2位未満切捨	
チ ヘ<ト ∴ $42.6 \times \frac{4,000}{50} = 3,408$	
③ 配当還元価額	
$0 < 2.5 \quad \therefore \quad \frac{2.5}{10\%} \times \frac{4,000}{50} = 2,000$	

ハ 1株当たりの価額の計算（続き） (単位：円)

計 算 過 程	
④ 原則的評価方式による評価額	
イ	$57,561 \times \frac{\boxed{2} \times \frac{80}{100}}{100} = 46,048 \text{ (円未満切捨)}$
ロ	$3,408 \times 0.25 + 57,561 \times \frac{80}{100} \text{ (円未満切捨)} \times 0.75 = 35,388$
ハ	$\text{イ} > \text{ロ} \quad \therefore 35,388 \quad \boxed{2}$
⑤ 特例的評価方式による評価額	
$2,000 < 35,388 \quad \therefore 2,000$	

(3) 小規模宅地等の特例の計算（2点） (単位：円)

計 算 過 程		
① 特例対象宅地等（対象資産及び減額割合） $\boxed{2}$		
B（貸付事業用宅地等）	$41,368,320 \div 380\text{m}^2 \times \frac{50}{100} \times 200 = 10,886,400$	
乙（貸付事業用宅地等）	$18,700,000 \div 400\text{m}^2 \times \frac{50}{100} \times 200 = 4,675,000$	
② 調整計算による減額金額		
Bから200m ² $\left[\frac{200\text{m}^2}{200\text{m}^2} = 100\% \right]$ を選択する。		
B	$41,368,320 \times \frac{200\text{m}^2}{380\text{m}^2} \times \frac{50}{100} = 10,886,400$	
特 例 適 用 対 象 財 産		取 得 者
宅地F		兄 B
		課税価格から減額される金額
		10,886,400

(4) 分割財産の価額の計算（2点） (単位：円)

配偶者乙	$\left[\begin{array}{l} \frac{3}{4} \qquad \qquad \qquad = 328,800,000 \\ \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} - 1,000,000 = 53,800,000 \\ \frac{1}{4} \times \frac{1}{2} \qquad \qquad \qquad = 54,800,000 \end{array} \right] \quad \boxed{2}$	
兄 B		$438,400,000 \times$
甥 D		

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算（4点） (単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務	配偶者乙	$\boxed{2} \left[\begin{array}{l} 150,000 \\ \text{―――} \end{array} \right]$	$300,000 \times \frac{1}{2} = 150,000$
	母 丁		相続人でないため、適用なし。
葬式費用	配偶者乙	$\boxed{2} \left[\begin{array}{l} 600,000 \\ 600,000 \end{array} \right]$	$1,500,000 - 300,000 = 1,200,000$
	母 丁		$1,200,000 \times \frac{1}{2} = 600,000$

(6) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算 (単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
生命保険金等	母 丁 甥 D 姪 孫 E	7,500,000 3,750,000 3,750,000	$15,000,000 \times \left[\begin{array}{l} \frac{1}{2} = 7,500,000 \\ \frac{1}{4} = 3,750,000 \\ \frac{1}{4} = 3,750,000 \end{array} \right]$
同上の非課税金額	甥 D 母 丁 姪 孫 E	$\triangle 3,750,000$ _____ _____	$5,000,000 \times 2 = 10,000,000 \geq 3,750,000 \quad \therefore 3,750,000$ } 相続人でないため、適用なし。

(7) 相続人等の課税価格の計算 (2点) (単位：円)

区 分 \ 相続人等	配偶者乙	母 丁	兄 B	甥 D	姪 孫 E
遺贈による取得財産	18,700,000		83,563,920	6,982,500	
分 割 財 産	328,800,000		53,800,000	54,800,000	
みなし取得財産		27,500,000		0	3,750,000
債 務	$\triangle 150,000$	_____			
葬 式 費 用	$\triangle 600,000$	$\triangle 600,000$			
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)	346,750,000	6,900,000	137,363,000	61,782,000	3,750,000

2 納付すべき相続税額の計算 (8点)

(1) 相続税の総額の計算 (2点)

課 税 価 格 の 合 計 額			遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	課 税 遺 産 額
千円			千円	千円
556,545			$30,000 + 6,000 \times 2 \text{人} = 42,000$	514,545
法定相続人	法 定 相 続 分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額	
配偶者乙	$\frac{2}{3}$	千円	343,030	円
母 丁	$\frac{1}{3}$		171,515	51,606,000
合計	2人	1		(100円未満切捨て) 181,121,000 円

(注) 法定相続人、法定相続分、法定相続人の数及び基礎控除額ができて

2

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算 (2 点) (単位 : 円)

相続人等 区 分		配偶者乙	母 丁	兄 B	甥 D	姪 孫 E
算 出 税 額		112, 845, 693	2, 245, 523	44, 703, 166	20, 106, 222	1, 220, 393
加 算 又 は 減 算	相 続 税 額 の 2 割 加 算 額			8, 940, 633	4, 021, 244	244, 078
	配 偶 者 の 税 額 軽 減 額	△112, 845, 693				
	未成年者控除額					2 ———
納 付 税 額 (100円未満切捨て)		0	2, 245, 500	53, 643, 700	24, 127, 400	1, 464, 400

(注) 相続税額の 2 割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の 2 割加算額及び控除額の計算 (4 点) (単位 : 円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の 2 割 加算額 (対象者 2)	兄 B	8, 940, 633	$44, 703, 166 \times \frac{20}{100} = 8, 940, 633$
	甥 D	4, 021, 244	$20, 106, 222 \times \frac{20}{100} = 4, 021, 244$
	姪 孫 E	244, 078	$1, 220, 393 \times \frac{20}{100} = 244, 078$
配偶者の税額軽 減額 (計算パターン 2)	配偶者乙	112, 845, 693	(1) 112, 845, 693 (2)① $556, 545, 000 \times \frac{2}{3} = 371, 030, 000 \geq 160, 000, 000$ ∴ 371, 030, 000 ② 346, 750, 000 ③ ① > ② ∴ 346, 750, 000 ④ $181, 121, 000 \times \frac{346, 750, 000}{556, 545, 000} = 112, 845, 693$ (3) (1) ≤ (2)④ ∴ 112, 845, 693
未成年者控除額	姪 孫 E	————	法定相続人でないため、適用なし。

▶解答への道◀

1 相続人・納税義務者

第3順位の代襲は1度のみであるため、姪孫Eは相続人に該当しない。また、姪孫Eは相続開始時において日本国外に住所を有しているが、被相続人甲が外国人被相続人又は非居住被相続人に該当しないため、非居住無制限納税義務者に該当する。

2 財産評価

(1) 宅地F

被相続人甲が賃貸借契約によりH社に貸し付けており、土地の無償返還に関する届出書を提出しているため、自用地価額に100分の80を乗じて評価する。なお、今回の場合には、正面路線に対して側方路線としての効用を有するため、側方路線影響加算率を用いる。また、かげ地割合を求める場合の想定整形地は、正面路線を中心に考慮した想定整形地とする。

(2) 宅地G

被相続人甲が事業用定期借地権等を設定して貸付けているため、貸宅地として次の算式により評価する。

※1	
①	自用地としての価額－定期借地権等の価額
②	自用地としての価額×（1－残存期間に応じた減額割合）
③	①、②いずれか低い金額

※1 定期借地権等の価額

課税時期における自用地としての価額× $\frac{\text{※2}}{\text{※3}}$ ×設定時の定期借地権割合× $\frac{\text{※3}}{\text{※2}}$ （円未満切捨）

※2 設定時の定期借地権割合

$$\frac{\text{設定の時における借地権者に帰属する経済的利益の総額}}{\text{設定の時におけるその宅地の通常の取引価額}}$$

※3 通減率

$$\frac{\text{残存期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率}}{\text{設定期間年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率}}$$

なお、本問では、設定時（平成30年5月25日）から課税時期（令和5年6月4日）まで5年0月経過しているため、残存期間は15年（6月以上切上）となる。

(3) H社株式（取引相場のない株式）

① 評価方式の判定

イ 評価方式の判定上、自己株式に係る議決権数は0とするため、H社が有する自己株式1,000株に係る議決権数は0個とする。したがって、発行済株式数10,000株から自己株式数1,000株を控除した9,000株に係る議決権数90個（9,000株÷100株）を議決権総数とする。

ロ 甥Dは取締役ではあるが、H社が指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社ではないため、役員に該当しない。

② 特定の評価会社

H社は、直前期末を基準にした場合の③④が0、直前々期末を基準にした場合の③④が0であるため、比準要素数1の会社に該当する。

③ 類似業種比準価額

イ 1株当たりの資本金等の額

自己株式を有する場合の1株当たりの資本金等の額は、資本金等の額を自己株式数を除いた株式数で除して求める。したがって、「36,000,000円÷（10,000株－1,000株）＝4,000円」となる。

ロ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数

1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数の求め方は自己株式を有する場合でも変わらないため、「36,000,000円÷50円＝720,000株」となる。

ハ ④の金額

本問における保険解約による利益は非経常的な利益に該当するため、除外して計算する。なお、令和4年2月期に発生した欠損金10,000,000円が令和5年2月期の損金の額に算入されているため、令和5年2月期の利益金額に10,000,000円を加算する。

④ 純資産価額

イ 1株当たりの純資産価額の計算上用いる発行済株式数は自己株式数を除外した株式数を用いるため「10,000株－1,000株＝9,000株」となる。

ロ 宅地の相続税評価額

H社所有の宅地の評価をする際に、宅地Fと併せて評価をするため、地積規模の大きな宅地に該当することとなる。また、不整形地に該当しているため、側方路線影響加算額はあん分計算が必要となる。

ハ 借地権の相続税評価額

相続開始直前において、被相続人甲の属するグループがH社の議決権割合を50%超保有していないため、借地権の20%計上は適用しない。

ニ J社株式の相続税評価額

1株当たりの純資産価額を計算する場合において、評価会社が取引相場のない株式（本問においてはJ社株式）を所有しているときは、そのJ社株式の評価上、1株当たりの純資産価額は評価差額に対する法人税等相当額を控除しないで計算する。

具体的には、次の算式によりJ社株式の1株当たりの純資産価額を計算する。

$$\frac{\text{純資産価額 (相続税評価額)} - \left[\begin{array}{cc} \text{純資産価額} & \text{純資産価額} \\ \text{(相続税評価額)} & \text{(帳簿価額)} \end{array} \right] \times 37\%}{\text{課税時期における発行済株式数}}$$

控除しない

3 小規模宅地等の特例

(1) 宅地F

被相続人甲が、相続開始直前においてH社に賃貸借契約により貸し付けているが、被相続人甲及び同族関係者の持株割合が50%以下であるため、特定同族会社事業用宅地等には該当しない。しかし、貸付事業用宅地等の要件を満たしているため、貸付事業用宅地等に該当する。

(2) 宅地G

被相続人甲が相続開始前3年よりも前から不動産貸付業の用に供していた宅地を、事業承継親族である配偶者乙が取得し、継続要件を満たしているため、貸付事業用宅地等に該当する。

4 債務控除

母丁は相続を放棄しているため、債務は控除できないが、葬式費用は控除することができる。

5 2割加算

兄B、甥D及び姪孫Eは一親等の血族に該当しないため、相続税額の加算の対象者となる。

▶予想配点◀

解答中に□で囲まれた数字として記載してあります。

▶計算合格ライン◀

合格確実ラインは38点程度、ボーダーラインは30点程度であると思われる。

●おわりに

合格確実ラインは69点程度、ボーダーラインは54点程度であると思われる。

夏のオンラインイベント(無料)に参加しよう！

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略Zoomセミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

●開催日時及び担当講師

簿記論
8/23(水)
19:30～20:30



安部 洋平

所得税法
8/16(水)
19:30～20:30



信澤 奈津美

財務諸表論
8/18(金)
19:30～20:30



渡辺 俊宏

相続税法
8/27(日)
13:00～14:00



阿部 史生

法人税法
8/27(日)
10:30～11:30



櫻井 洋

消費税法
8/21(月)
19:30～20:30



二宮 良之

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/tacchannel.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:
8/11(金)～



～今が就活最前線！～ どこよりも早い傾向分析と対策！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2023年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:
8/17(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/14(月)
17:00より
公開予定!

- ① 本試験後の
「受験プランニング」
- ② 第73回税理士試験
「解答解説会」Web配信
- ③ 講師インタビュー 簿記・財表・法人・所得・相続・消費
「本試験の所感と合格ライン」

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html



■TACのサービスをご紹介

デ ジ タ ル 教 材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

